

特定開発行為計画説明書

1 対策工事等の計画の方針

- (1) 特定開発行為の目的
- (2) 対策工事の方法
- (3) 対策工事の設計に関し特に留意した事項

2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象

ア 土石流 イ 急傾斜地の崩壊 ウ 地滑り

(2) 区域区分

ア 砂防指定地 イ 急傾斜地崩壊危険区域 ウ 地すべり防止区域
エ 保安林 オ その他

(3) 土地の概要

	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
面積（㎡）						
比率（％）						100

(4) 既存砂防施設の状況

3 開発区域内の土地の現況

(1) 区域区分

ア 市街化区域 イ 市街化調整区域 ウ アおよびイ以外の都市計画区域
エ その他

(2) 地域地区

ア 用途地域
イ その他の地域地区

(3) 土地の概要

	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
面積 (m ²)						
比率 (%)						100

4 開発区域内の土地利用計画

(1) 計画の概要

	建築物		公共施設用地	公益的施設用地	その他	計
	制限用途	制限用途以外				
面積 (m ²)						
比率 (%)						100

(2) 予定建築物の用途

- 注1 2(1)、2(2)、3(1)および3(2)は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 開発区域を工区に分けたときは、開発区域および工区ごとについて作成してください。
- 3 この計画説明書において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
- (1) 砂防指定地 砂防法（明治30年法律第29条）第2条の規定により指定された土地をいいます。
 - (2) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された区域をいいます。
 - (3) 地すべり防止区域 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定により指定された区域をいいます。
 - (4) 保安林 森林法第25条第1項もしくは同条第2項または第25条の2第1項もしくは第2項の規定により指定された森林をいいます。
 - (5) 都市計画区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項または第2項の規定により指定された区域をいいます。
 - (6) 市街化区域 都市計画法第7条第2項に規定する区域をいいます。
 - (7) 市街化調整区域 都市計画法第7条第3項に規定する区域をいいます。
 - (8) 地域地区 都市計画法第8条第3項各号に規定する地域、地区または街区をいいます。
 - (9) 用途地域 都市計画法第7条第1項第1号に規定する地域をいいます。
 - (10) 公共施設用地 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設が存在する土地をいいます。
 - (11) 公益的施設用地 公衆の日常生活に欠くことのできない事業であつて運輸、郵便、信書便、電気通信、水道、電気またはガス供給、医療、公衆衛生等の事業を行う事を目的とする施設が所在する土地をいいます。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。